

別表：地域新エネルギー導入加速化調査支援事業 補助対象経費、補助率及び限度額

	項目	内 容	補助率	限度額
事業費	報償費 (専門家謝金)	当該事業に必要な委員会等の会議や調査等に関して専門的知識・技術及び技能等を有した者に委嘱又は依頼し、指導・相談等を受けるために支払われる経費	1/2以内	300万円
	旅費 (専門家旅費)	委嘱又は依頼した専門家が委員会等の会議の出席又は補助事業者へ赴く旅費		
	原材料費	当該事業に使用する主要原材料、主要材料、副材料に要する経費		
	備品購入費	当該事業に必要な備品の購入に要する経費		
	使用料及び賃借料	当該事業に必要な構築物又は機械装置の借用に要する経費		
	その他知事が特に必要と認めた経費	上記費目以外で、補助事業に必要な経費のうち、道に事前に協議して知事が特に必要と認めた経費 ただし、次の経費については、認めない ・食糧費等の個人消費的経費 ・常用雇用者に係る人件費		
事業運営費	印刷製本費	当該事業に必要な委員会等の会議資料、報告書等の印刷に支払われる経費	1/2以内	300万円
	消耗品費	・当該事業遂行に必要な消耗品の購入のために支払われる経費 ・当該事業に必要な図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費		
	通信運搬費	当該事業遂行に必要な郵便代、運送代に支払われる経費		
	使用料及び賃借料	・当該事業に必要な委員会等の会議を開催する場合に会場費として支払われる経費 ・当該事業遂行に必要な事務処理機器のレンタル、リース料		
	旅費 (調査等旅費)	当該事業遂行に必要な調査等(委員会等への出席は除く。)に赴く経費		
	その他知事が特に必要と認めた経費	上記費目以外で、補助事業に必要な経費のうち、道に事前に協議して知事が特に必要と認めた経費 ただし、次の経費については、認めない ・食糧費等の個人消費的経費 ・常用雇用者に係る人件費		
	委託料	当該事業における調査、研究等を委託する際に支払われる経費(補助対象事業に要する経費の3分の2を超えないものとする。)		